



山形県公報

平成17年6月21日(火)
第1652号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                       |                |
|---------------------------------------|----------------|
| 退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部を改正する規則.....   | (人 事 課) ...684 |
| 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....           | (総合防災課) ... 同  |
| 山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則..... | (農政企画課) ...685 |

### 告 示

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... | (庄内総合支庁福祉課) ...686   |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... | ( 同 ) ... 同          |
| 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....    | ( 同 ) ...687         |
| 国土調査の成果の認証.....              | (農村計画課) ... 同        |
| 同 .....                      | ( 同 ) ...688         |
| 同 .....                      | ( 同 ) ... 同          |
| 同 .....                      | ( 同 ) ... 同          |
| 土地改良事業の計画変更の適当の決定.....       | (庄内総合支庁農村計画課) ...689 |
| 県道の供用の開始.....                | (村山総合支庁建設総務課) ... 同  |
| 開発行為に関する工事の完了.....           | (庄内総合支庁建築課) ... 同    |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                                                   |   |
|---------------------------------------------------|---|
| 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... | 同 |
|---------------------------------------------------|---|

### 公 告

|                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 指定管理者の募集.....              | (文化振興課) ...690 |
| 同 .....                    | ( 同 ) ...691   |
| 同 .....                    | (学術振興課) ... 同  |
| 同 .....                    | (環境保護課) ...692 |
| 同 .....                    | ( 同 ) ...693   |
| 鳥獣保護区指定の予定.....            | ( 同 ) ...694   |
| 同 .....                    | ( 同 ) ...695   |
| 一般競争入札の公告.....             | (出納局) ... 同    |
| 指定管理者の募集.....              | (教育委員会) ...696 |
| 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表..... | (監査委員) ...697  |

### 正 誤

## 規 則

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第48号

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給の一時差止処分に関する規則（平成9年12月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「 なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、山形県知事に対し不服申立てをすることができる。また、この処分書を受領した日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。 」

「 なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受領した日の翌日から起算して60日以内に山形県知事に対してすることができる。また、この処分書を受領した日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。 」

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受領した日の翌日から起算して6月以内に山形県を被告として（被告を代表する者は山形県知事）提起することができる（なお、処分書を受領した日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受領した日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定（以下「裁決等」という。）の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決等の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 」

改め、同様式の備考中「なお書中」を「処分の後の事情の変化を理由とする処分の取消しの申立てに係る教示文中」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第49号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号口中「2,468,000円」を「2,385,000円」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができるものとする。

別表第1第3項第3号イの表中

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,300 | 22,200 | 32,800 | 39,200 | 49,800 | 7,200  |
| 28,600 | 36,900 | 51,600 | 60,500 | 75,800 | 10,400 |

を

|             |             |             |             |             |            |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 円<br>17,300 | 円<br>22,200 | 円<br>32,700 | 円<br>39,100 | 円<br>49,600 | 円<br>7,200 |
| 28,500      | 36,800      | 51,400      | 60,300      | 75,600      | 10,300     |

に改め、同号口の表中

|        |        |
|--------|--------|
| 17,000 | 20,100 |
|--------|--------|

を

|        |        |
|--------|--------|
| 16,900 | 20,000 |
|--------|--------|

に改め、同表第6項第2号中「525,000円」を

「510,000円」に改め、同表第8項第1号中「及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学校生徒を含む。以下同じ。）」を「（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部児童を含む。以下同じ。） 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。） 中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。） 特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号イを次のように改める。

イ 教科書その他の教材費

（イ）小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（ロ）高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

別表第1第8項第3号口中「中学校生徒 1人当たり 4,400円」を

「中学校生徒 1人当たり 4,400円

に改め、同表第9項第3号中「189,000円」を「193,000円」に、

高等学校等生徒 1人当たり 4,800円」

「151,200円」を「154,400円」に改め、同表第11項第4号イ中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表第12項第2号中「138,500円」を「137,000円」に改める。

別表第2第1項第1号イ中「17,600円」を「17,400円」に改め、同号口中「12,100円」を「11,900円」に改め、同号八中「11,600円」を「11,400円」に改め、同号二中「17,400円」を「17,200円」に改め、同号ホ中「20,900円」を「20,700円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第50号

山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

山形県農業協同組合、水産業協同組合等検査規則（平成10年10月県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第93条第3項」を「第93条第2項」に、「子会社及び」を「子会社等及び同法第11条の9第1項第4号に規定する共済代理店並びに」に改める。

第3条第2項中「監査役」を「監査役、経営管理委員」に改める。

第10条第2項中「交付し、期日を定めてその後の措置についての回答書を求めるものとする」を「交付するものとする」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 知事は、前項の検査書を交付したときは、組合等に対し、農業協同組合法第93条第1項若しくは第2項又は水産業協同組合法第122条第1項若しくは第2項の規定により、当該検査書における指摘事項の改善方策等について報告を求めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第543号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                                 | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------------|---------------------------------------------|--------------|-----------|
| 有限会社そよ風の森<br>鶴岡市大字下川字龍花崎41番1039号    | デイサービスセンターそよ風の森<br>鶴岡市大字下川字龍花崎41番1039号      | デ イ サ ー ビ ス  | 平成16.8.31 |
| 有限会社在宅福祉サービスひまわり<br>鶴岡市稲生一丁目3番5号    | 有限会社在宅福祉サービスひまわり<br>鶴岡市稲生一丁目3番5号            | 居 宅 介 護      | 同 9.3     |
| 特定非営利活動法人庄内視覚障害者支援の会<br>鶴岡市三光町6番20号 | 指定身体障害者居宅介護事業所ひとみ<br>鶴岡市馬場町1番6号             | 居 宅 介 護      | 平成17.1.14 |
| 社会福祉法人ふじの里<br>東田川郡藤島町藤の花一丁目18番地1    | 指定身体障害者デイサービス事業所ふじの花荘<br>東田川郡藤島町藤の花一丁目18番地1 | デ イ サ ー ビ ス  | 同 3.24    |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市北新町一丁目1番43号      | ケアステーションあらた<br>酒田市船場町一丁目7番30号               | 居 宅 介 護      | 同 3.31    |

## 山形県告示第544号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地               | 事業所の名称及び所在地                      | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日     |
|----------------------------------------|----------------------------------|--------------|-----------|
| 有限会社在宅福祉サービスひまわり<br>鶴岡市稲生一丁目3番5号       | 有限会社在宅福祉サービスひまわり<br>鶴岡市稲生一丁目3番5号 | 居 宅 介 護      | 平成16.9.3  |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市荒楯町二丁目21番6号     | 吹浦荘第4グループホーム<br>酒田市上安町一丁目11番地の10 | 地 域 生 活 援 助  | 平成17.1.31 |
| 特定非営利活動法人未来の会<br>酒田市旭新町11番5号           | 未来の家<br>酒田市駅東二丁目9番7号             | 地 域 生 活 援 助  | 同 2.22    |
| 特定非営利活動法人支援センターなの花畑<br>飽海郡八幡町福山字貝ラケ8番地 | 支援センターなの花畑<br>飽海郡八幡町福山字貝ラケ8番地    | デ イ サ ー ビ ス  | 同 3.11    |

|                                              |                                               |             |   |      |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------|---|------|
| 社会福祉法人遊佐厚生会<br>飽海郡遊佐町大字当山字上戸8番地の1            | 指定知的障害者デイサービスセンターゆうとびい<br>飽海郡遊佐町大字庄泉字神子免8番地の3 | デ イ サ ー ビ ス | 同 | 3.15 |
| 社会福祉法人あすなる福祉会<br>酒田市緑町14番16号                 | あすなるデイサービスセンター<br>酒田市緑町14番16号                 | デ イ サ ー ビ ス | 同 | 3.24 |
| 有限会社託人会<br>東田川郡余目町松陽三丁目1番地の4                 | ドレミファデイサービス<br>東田川郡余目町松陽三丁目1番地の4              | デ イ サ ー ビ ス | 同 | 3.29 |
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号                    | まちなか<br>鶴岡市家中新町3番10号                          | 地 域 生 活 援 助 | 同 | 3.30 |
| 有限会社託人会<br>東田川郡余目町松陽三丁目1番地の4                 | ドレミファグループホーム<br>東田川郡余目町松陽三丁目1番地の4             | 地 域 生 活 援 助 | 同 | 3.31 |
| 社会福祉法人温海町社会福祉協議会<br>西田川郡温海町大字湯温海字湯之尻521番地の12 | 知的障害者短期入所事業「もみじヶ丘」<br>西田川郡温海町大字湯温海字湯之尻555     | 短 期 入 所     | 同 | 3.31 |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市北新町一丁目1番43号               | ケアステーションあらた<br>酒田市船場町一丁目7番30号                 | 居 宅 介 護     | 同 | 3.31 |

## 山形県告示第545号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                      | 児童居宅支援の種類   | 指定年月日     |
|----------------------------------|----------------------------------|-------------|-----------|
| 有限会社在宅福祉サービスひまわり<br>鶴岡市稲生一丁目3番5号 | 有限会社在宅福祉サービスひまわり<br>鶴岡市稲生一丁目3番5号 | 居 宅 介 護     | 平成16.9.3  |
| 有限会社託人会<br>東田川郡余目町松陽三丁目1番地の4     | ドレミファデイサービス<br>東田川郡余目町松陽三丁目1番地の4 | デ イ サ ー ビ ス | 平成17.3.29 |
| 特定非営利活動法人あらた<br>酒田市北新町一丁目1番43号   | ケアステーションあらた<br>酒田市船場町一丁目7番30号    | 居 宅 介 護     | 同 3.31    |

## 山形県告示第546号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
村山市
- 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年2月7日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
村山市地籍図及び地籍簿

- 4 調査地域  
大字五十沢の一部
  - 5 認証年月日  
平成17年6月13日
- 

## 山形県告示第547号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
東根市
  - 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年1月31日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東根市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字東根の一部
  - 5 認証年月日  
平成17年6月13日
- 

## 山形県告示第548号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
戸沢村
  - 2 調査を行った期間  
平成15年5月9日から平成17年2月23日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
戸沢村地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字古口、蔵岡、角川の各一部
  - 5 認証年月日  
平成17年6月13日
- 

## 山形県告示第549号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
戸沢村
  - 2 調査を行った期間  
平成14年5月7日から平成16年3月30日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
戸沢村地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字角川、蔵岡の各一部
  - 5 認証年月日  
平成17年6月13日
-

山形県告示第550号

大町溝土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年6月10日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し(飛鳥地区)
- 2 縦覧に供する場所  
平田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年6月24日から同年7月25日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第551号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年6月21日から同年7月3日まで縦覧に供する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 天童市大字清池字西側35番1から  
同 字村西1756番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年6月23日

山形県告示第552号

次の開発行為は、完了した。

平成17年6月21日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 許可番号  
平成17年3月9日 指令庄総建第68号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
飽海郡遊佐町大字遊佐町字新う田5-1、6-1、6-3
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
秋田県由利郡象潟町関字建石45番地34  
株式会社 司工務店

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第105号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年6月21日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

- 2 老人ホームの項の表中 

|   |   |   |            |   |
|---|---|---|------------|---|
| 鶴 | が | 丘 | " 茅原町26-27 | を |
|---|---|---|------------|---|

|                  |              |                  |
|------------------|--------------|------------------|
| 鶴が丘              | " 茅原町26 - 27 | に改め、5 介護老人保健施設の項 |
| 鶴岡市高齢者福祉センターおおやま | " 大山三丁目34番1号 |                  |

の表中

|       |                 |   |
|-------|-----------------|---|
| 余目徳洲苑 | " 余目町松陽一丁目1 - 6 | を |
|-------|-----------------|---|

|                |                      |       |
|----------------|----------------------|-------|
| 余目徳洲苑          | " 余目町松陽一丁目1 - 6      | に改める。 |
| 介護老人保健施設みずばしょう | " 羽黒町大字後田字谷地田191 - 4 |       |

## 公 告

山形県郷土館及び県政史緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋藤 弘

### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県郷土館及び県政史緑地  
 (2) 所在地 山形市旅籠町三丁目4番51号

### 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。  
 (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
 (3) 県税の滞納がないこと。  
 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。  
 (5) 県内に事務所を有するものであること。  
 (6) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成17年6月30日(木)午後1時30分から(受付時間は、午後1時から午後1時30分までとする。)

ロ 開催場所 山形県郷土館 議場ホール

### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年7月14日(木)から同月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県文化環境部文化振興課文化振興担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023 - 630 - 2306

### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県郷土館条例(平成7年7月県条例第36号)、山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)、山形県公

の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月21日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの文化環境部文化振興課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県国際交流センター  
(2) 所在地 山形市城南町一丁目16番1号 霞城セントラル2階

2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。  
(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
(3) 県税その他の租税の滞納がないこと。  
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
(5) 県内に事務所を有するものであること。  
(6) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成17年6月29日(水)午後1時30分から午後3時まで(受付時間は、午後1時から午後1時30分までとする。)

ロ 開催場所 山形県国際交流センターA研修室

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年7月14日(木)から同月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時45分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県文化環境部文化振興課国際室(山形県パスポートセンター)

郵便番号990-8580 山形市城南町一丁目16番1号 霞城セントラル2階

電話番号023-647-2566

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県国際交流センター条例(平成12年10月県条例第67号)山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月21日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時45分から午後5時15分までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの文化環境部文化振興課国際室のページからも入手することができる。

- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県生涯学習センター  
山形県男女共同参画センター  
(2) 所在地 山形市緑町一丁目2番36号

## 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。  
(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
(3) 県税その他の租税の滞納がないこと。  
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
(5) 県内に事務所を有すること。  
(6) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

- イ 開催日時 平成17年7月1日(金)午前10時から  
ロ 開催場所 山形県生涯学習センター 第一研修室

## 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年7月14日(木)から同月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県文化環境部学術振興課生涯学習担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2192

## 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)山形県生涯学習センター条例(平成2年7月県条例第25号)山形県男女共同参画センター条例(平成13年3月県条例第12号)山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月21日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの文化環境部学術振興課のページからも入手することができる。

- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県立自然博物館  
(2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内

## 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。

- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 県内に事務所を有するものであること。
- (6) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成17年6月30日(木)午後1時30分から(受付時間は、午後1時から午後1時30分までとする。)
  - ロ 開催場所 山形県立自然博物館ネイチャーセンター

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年7月14日(木)から同月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県文化環境部環境保護課施設整備担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2208

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県立自然博物館条例(平成3年3月県条例第12号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月21日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの文化環境部環境保護課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県志津野営場
- (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内

#### 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 県内に事務所を有するものであること。
- (6) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成17年6月30日(木)午前10時30分から(受付時間は、午前10時から午前10時30分までとする。)

ロ 開催場所 山形県志津野営場展示棟付近

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成17年7月14日(木)から同月27日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県文化環境部環境保護課施設整備担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023-630-2208

#### 5 募集要項等

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県志津野営場条例(平成13年3月県条例第14号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

(2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月21日(火)から同月28日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの文化環境部環境保護課のページからも入手することができる。

(3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項第2号の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において平成17年7月4日まで縦覧に供する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 名称 大井沢鳥獣保護区

2 区域 縦覧に供する図面のとおり

3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、寒河江川右岸の金池山の西側に位置する急峻な地形で、尾根付近はブナ・チシマザサ群落のほか、ヒメコマツやクロベ等が混在し、中・低標高地はブナ・ミズナラ群落及びスギ植林地、川沿いはヤナギ高木群落と非常に変化に富んだ植生になっている。

このような自然環境から、ツキノワグマ、カモシカ等の大型獣類をはじめとする多様な鳥獣が生息しているため、大井沢鳥獣保護区を指定し、鳥獣等の保護繁殖を図ってきたところであるが、当該地域でイヌワシの生息が確認されたことから、狩猟による立ち入りやノウサギ等の餌動物の減少等を防ぎ、イヌワシの保護繁殖を図るため、鳥獣保護区を拡大するものである。

(3) 管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

農林業被害の発生や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を考慮して適切に対応する。

#### 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成17年6月21日から同年7月4日まで

(2) 意見書の提出先

文化環境部環境保護課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項第2号の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成17年7月4日まで縦覧に供する。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 田麦俣鳥獣保護区
- 2 区域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、梵字川流域に位置し、大部分が磐梯朝日国立公園（出羽三山朝日地区）に含まれ、溪谷が複雑に入り込んだ急峻な地形が続いている。ブナ・チシマザサ群落やヒメヤシャブシ・タニウツギ群落等の自然植生が中心であるが、一部地域には、伐跡群落やブナ・ミズナラ群落やスギ植林地等も拡がり、非常に変化に富んだ植生になっている。

このような自然環境から、当該地域にはイヌワシをはじめとする非常に多くの鳥獣が生息しているため、主要な生息地域については、県が田麦俣鳥獣保護区、仏沢鳥獣保護区を指定するとともに、国指定の大鳥朝日鳥獣保護区が指定されるなど、鳥獣の保護繁殖を図ってきたところである。

しかし、当該地域では、月山ダム湖、梵字川周辺でのレジャー等により人の入り込みが増加したため、鳥獣の生息環境や生息状況の悪化が懸念されており、こうした生息環境等の悪化を防ぎ、鳥獣の保護繁殖を図るには、国道112号線以南の梵字川流域沿いの田麦俣地区全体をひとつの鳥獣保護区として一体的に管理していくことが必要なため、既設田麦俣鳥獣保護区を拡大するものである。

区域の拡大にあたっては、当該地域内に生息するイヌワシの行動圏に合わせることにより、狩猟による餌動物の減少を防ぎ、イヌワシの保護繁殖を併せて図るものである。

(3) 管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

農林業被害の発生や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を考慮して適切に対応する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成17年6月21日から同年7月4日まで

(2) 意見書の提出先

文化環境部環境保護課又は庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有自動車の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年6月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成17年7月29日（金）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件

イ 自動車 トヨタ センチュリー TA-GZG50型 初年度登録 平成13年11月  
自動車登録番号 山形330そ7773 自動車検査証の有効期限 平成18年11月7日

- ロ 自動車 ニッサン プレジデント E-JHG50型 初年度登録 平成4年3月  
一時抹消登録済み
- ハ 自動車 トヨタ センチュリー E-VG45型 初年度登録 平成5年12月  
自動車登録番号 品川34ひ7378 自動車検査証の有効期限 平成18年12月7日
- ニ 自動車 トヨタ セルシオ UA-UCF31型 初年度登録 平成15年3月  
自動車登録番号 山形330つ7733 自動車検査証の有効期限 平成18年3月24日

(2) 入札に付する物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 入札方法

(1)に掲げる自動車ごとに総価により行う。

3 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者であること。

(1) 地方自治法第239条第2項に規定する職員

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号 023 - 630 - 2721

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札見積価格の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格で入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この公告による入札の詳細は、入札説明書による。

(2) この公告による入札に参加を希望する者は、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に既に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書を平成17年7月20日(水)までに出納局経理課へ提出すること。

(3) 入札に付する物件の説明会の開催日時及び場所

イ 日 時 平成17年7月13日(水) 午後2時から3時まで

ロ 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁車庫

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月21日

山形県教育委員会

委員長 伊 藤 晴 夫

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館

(2) 所在地 東置賜郡高畠町大字安久津2,117番地

2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 一般競争入札の参加資格を失っていないこと(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項)。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 山形県内に主たる事業所を有するものであること。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年6月21日(火)から同年7月22日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県教育庁社会教育課生涯学習担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2513

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例(平成5年3月県条例第27号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成17年6月21日(火)から同年7月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4(2)に掲げる場所に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁内社会教育課のページからも入手することができる。
- (3) その他、この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、山形県知事から平成16年4月30日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成17年6月21日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 佐 | 藤 | 藤 | 彌 |
| 山形県監査委員 | 田 | 辺 | 省 | 二 |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 淳 | 二 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

| 外部監査実施機関名 | 監査結果                                                                  | 措置の内容                                                                                              |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産部関係各課 | < 高速道路関連特別用地対策事業に関する補助金 ><br>審査や認定に対する基準を明確にした上でチェックリスト等を作成、保管すべきである。 | 平成16年度実施計画よりチェックリストによる審査を行っている。                                                                    |
| 農政企画課     | < 農業近代化資金利子補給補助金 ><br>事業完了報告書について、定められた期間内に提出を求める必要がある。               | 各総合支庁において貸付管理台帳を整備するなど事業実施状況を常に把握するとともに、融資機関から事業完了報告書が期間内に提出されないなど不適切な事例については、所要の指導等を徹底していくよう措置した。 |

|       |                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                   |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農政企画課 | <山形県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金(事業実施状況報告書の提出)><br>提出期限は厳守すべきである。                                                                                                                     | 今後は、交付規程で定められている各申請書や報告書の提出期限を厳守するよう指導した。                                                                                                                                                         |
| 生産流通課 | <やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金(投資効果の判断)><br>事前に判断基準を明確にした上で導入効果を分析し、その経過を書類として整理・保存しておく必要がある。                                                                                           | ヒアリングの段階で費用対効果を採択の重要な基準として設定し、事業計画書の内容に従い判断基準を明確に数値化して採否を決定することとしている。<br>平成16年度からはヒアリングの資料や分析経過を書類として整理・保存する。                                                                                     |
| 生産流通課 | <やまがた園芸農業拡大推進事業費補助金(事業状況の把握)><br>補助金の効果を上げるために事業実施主体に対して指導を行っていくには、事業の達成度等の評価を取りまとめ、必要に応じその内容を検討する必要がある。                                                                     | 平成16年度からは事業実施状況報告書への記載について、徹底させるとともに達成度等の評価を集約、検討し、事業実施主体に対し指導を行う。                                                                                                                                |
| 生産流通課 | <施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金(投資効果の判断)><br>事前に判断基準を明確にした上で導入効果を分析し、その過程を書類として整理・保存しておく必要がある。                                                                                         | 当該事業は平成14年度をもって終了したが、平成16年度から園芸産地拡大強化支援事業として新たにコンペ方式を導入し採択を判断する。またヒアリングの段階では費用対効果を採択の重要な基準として設定し、事業計画書の内容に従い判断基準を明確に数値化して採否を決定する。                                                                 |
| 生産流通課 | <施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金(事業状況の把握)><br>実施状況の把握、評価が遅れていると思われる、補助金の効果を上げるために事業実施主体に対して指導を行っていくには、事業の達成度等の評価を取りまとめ、必要に応じその内容を検討する必要がある。                                             | 平成16年度からは事業実施状況報告書への記載について徹底させるとともに、達成度等の評価を集約、検討し、事業主体に対し指導を行う。                                                                                                                                  |
| 生産流通課 | <施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金(補助金額の算定)><br>設計書の策定にあたっては、原則として複数事業者から相見積を採った上で最も金額の低いものを採用すべきであり、交付先がこのような措置を採ったかを確認・指導する必要がある。また、工事完了後の検査においては、担当者名、検査項目、検査結果のチェックリスト等を作成し、保存すべきである。 | 当該事業は平成14年度をもって終了したが、他事業においては契約において競争入札を原則として適正に執行するよう実施要領運用に明記し、指導を徹底している。<br>平成16年度からはさらに徹底するため、事業主体に入札執行する知識がないなどの場合は所轄の市町村に協力を求め、入札事務を指導させるなど、透明性が確保されるよう指導する。工事完了後の検査については、チェックリストにより実施している。 |
| 生産流通課 | <施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金(書類の保管体制)><br>今後このようなことが起こらないように保管体制の徹底を図っていく必要がある。                                                                                                     | 平成16年度からは保管体制の徹底を図る。                                                                                                                                                                              |
| 生産流通課 | <施設園芸担い手農業者育成支援事業費補助金(事業実施状況報告書の記載)><br>事業効果を事後的に測定、チェックすることは、補助金の効果や今後のあり方を検討する上で重要であり、本報告書についてもチェック事項や体制を強化すべきである。                                                         | 平成16年度からは効率化を図り、体制の整備を図る。                                                                                                                                                                         |

|            |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生産流通課      | <p>&lt;青果物価格安定対策事業費補助金(特定野菜の要件)&gt;</p> <p>すいかについては、12年度より実績が40%を下回っており、14年度において要件を充たしているとは言い難く、特定野菜とすべきではなかったと考えられる。</p>            | <p>実績が40%を下回ったことを受け平成12年度に「対象産地改善計画」を作成し、平成13年度から平成15年度までの3か年計画で共同出荷率向上を図った。これは制度上、要件を充足しなければ直ちに除外するものではなく、改善計画に基づき要件に充足するよう所要の措置を講じれば継続が認められていることから、取り組んだもの。平成14年度は「対象産地改善計画」の計画期間内であり、制度上継続が認められている期間である。なお、平成15年度から対象品目から除外した。</p> |
| 生産流通課      | <p>&lt;肉用牛肥育経営安定緊急対策事業費補助金&gt;</p> <p>県として決算書を閲覧し、補助金が正しく計上されているかを確認する必要がある。</p>                                                     | <p>今後、同様な補助事業を実施する場合は、決算書を閲覧するなどして、正しい会計処理を行うよう指導する。(当該補助金は平成14年度終了)</p>                                                                                                                                                              |
| 生産流通課      | <p>&lt;死亡牛BSE検査体制支援事業費補助金&gt;</p> <p>補助対象事業について仕入控除額が発生するのであれば、仕入控除額相当額を差し引いた金額について補助金を支出することとなるため、消費税等の納付状況につき確認する必要がある。</p>        | <p>畜産物衛生指導協会は、国が示している「畜産再編総合対策事業に係る消費税の取り扱いについて」で、消費税相当額を含めて交付申請ができる事業実施団体に該当することから、消費税相当額も含めて補助金交付申請を行った。</p> <p>畜産物衛生指導協会の特定収入が5%以上であることを、同協会の収支決算書及び収支予算書により確認した。</p>                                                              |
| 農業技術課      | <p>&lt;山形県女性・高齢者対策事業費補助金&gt;</p> <p>事務検査記録表について作成者以外の者によるチェック及び承認の手続を確立すべきである。</p>                                                   | <p>事務処理体制をチェックするよう指導し、平成15年度補助金実績報告から実施した。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 農村計画課      | <p>&lt;高速道路関連土地改良事業費補助金(書類審査)&gt;</p> <p>入札結果が不自然と考えられる場合等については、調査を行い内容を記録しておくべきである。また、総合支庁による検査結果についてもチェックリスト等の形で記録を残しておくべきである。</p> | <p>確認検査用チェックリストを作成するなど、適正な契約事務執行の指導強化に努めた。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 森林課        | <p>&lt;補助金全体(事業費の把握)&gt;</p> <p>補助金の必要性及び金額の妥当性を検討するためにも、収支実績を把握すべきである。</p>                                                          | <p>当該大会の収入実績を、平成15年度中に把握した。その結果、収入実績の面からも補助金は必要であり、金額についても妥当であった。</p> <p>なお、今後同様の補助事業があった場合には、収支実績の把握を行う。</p>                                                                                                                         |
| (財)山形県農業公社 | <p>&lt;滞留未収金について&gt;</p> <p>滞留債権の対応状況の資料を作成することが必要である。</p>                                                                           | <p>資料を作成済み。</p>                                                                                                                                                                                                                       |

|                     |                                                                                                                   |                                                                  |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| (財)山形県農業公社          | <事業の件費計上について><br>職員給与、福利厚生費、退職給与引当金繰入ともに、件費と同質のものであり、退職給与引当金繰入についても同様に扱うことが理論的と思われる。件費の計上基準を明確にし、それに従って計上する必要がある。 | 平成15年度より、職員給与、福利厚生費、退職給与引当金繰入については給与案分比率により計上することに改善した。          |
| (財)山形県農業公社          | <退職給与引当金の要支給額に対する充足率について><br>早急に100%の引当とすべきである。                                                                   | 平成16年度計画で98%、平成17年度100%引当予定であり、収支状況を勘案して、早急に100%の引当ができるよう努力していく。 |
| (財)山形県農業公社          | <債券の会計処理について><br>額面超過額については、満期日までの期間で案分し、受取利息を減額調整する必要がある。                                                        | 平成15年度において償却原価法により処理し、改善した。                                      |
| (財)山形県農業公社          | <特定鉱害復旧事業等引当金の計上基準について><br>引当金の計上は、将来の費用・損失の金額を合理的に見積もることができることが要件であり、規程に定める基金への繰入とすべきである。                        | 御指導に沿って事業費等積立金として平成15年度より改善した。                                   |
| (財)山形県農業公社          | <農地保有合理化促進事業用機械・施設リース事業における徴収書類の不備について><br>必要な書類を正確に徴収するように徹底する必要がある。                                             | 今後、書類の不備がないようチェック体制を強化していく。                                      |
| 山形県農業会議             | <財産目録の作成について><br>「経理規程」第26条第2項により、作成する必要がある。                                                                      | 平成16年度に作成済。                                                      |
| 山形県農業会議             | <簿外預金について><br>受け入れ処理を決算に反映させ、簿外資産を排除する必要がある。                                                                      | 平成15年度決算より改善した。                                                  |
| 山形県農業会議             | <退職給与積立金の要支給額に対する充足率について><br>早急に100%の充足率とする必要がある。                                                                 | 収支状況を勘案し平成17年度までに100%となるよう努力する。                                  |
| 山形県農業会議             | <割引債券の利子の計上時期について><br>利子については、保有期間に応じ期間配分を行うべきである。                                                                | 平成15年度決算より改善した。                                                  |
| 山形県農業会議             | <共通経費の配賦について><br>予算残額を調整するために共通経費を各事業に配賦するのではなく、適切に配分する必要がある。                                                     | 平成16年度より適切に配分するよう努力する。                                           |
| (社)山形県青果物生産出荷安定基金協会 | <未払費用の計上について><br>発生主義により未払費用を計上すべきである。                                                                            | 平成15年度から3月31日に未払が確定した費用については、未払費用に計上することとした。                     |
| 山形県土地改良事業団体連合会      | <受託業務収入の年度計上について><br>業務が3月までに完了しているものは、その年度で収入を計上する必要がある。                                                         | 平成16年度から会計処理を改めた。                                                |

|                |                                                                                                                                          |                                            |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 山形県土地改良事業団体連合会 | <事業の経費計上について><br>各事業の収支を明確にするために、支出金額を各事業に計上する基準を明確にする必要がある。                                                                             | 平成16年度より各事業費への経費配賦基準を明確にした。                |
| 山形県土地改良事業団体連合会 | <適正化事業の事務処理について><br>細則に従い、「適正化事業需要量調書」を全件徴収すべきである。                                                                                       | 平成15年10月までに全件徴収した。                         |
| 山形県土地改良事業団体連合会 | <文書の日付確認の徹底について><br>文書の収受に際しては、日付の確認を徹底することが必要である。                                                                                       | 監査後直ちに対応した。                                |
| 山形県土地改良事業団体連合会 | <土地改良区に対する請求書の発行について><br>債権回収を確実にするためにも、納入期限を明示した請求書を発行すべきである。                                                                           | 納入期限を明示した請求書を発行するようになった。                   |
| 山形県土地改良事業団体連合会 | <消費税及び地方税(以下、「消費税等」という)の計算について><br>消費税及び地方税(以下、「消費税等」という)の計算について税理士や税務署等と協議するなど、正しい納税を行う必要がある。                                           | 税理士及び税務署(法人課税第1部門)と協議の結果、正しい対応を行った。        |
| 山形県土地改良事業団体連合会 | <法人税等の未払い計上について><br>法人税等の納税に対応する収益業務は平成14年度に行われており、未払い計上する必要がある。                                                                         | 平成15年度分より実施した。                             |
| 山形県土地改良事業団体連合会 | <法人市町村民税に関する事業所の取扱いについて><br>収益事業のすべてを本所のみで行っているのであれば、山形市のみ法人市町村民税を納入すればよいが、他の事業所でも収益事業を行うのであれば、その所在地の市町村に事業所開設の届けを提出し、法人市町村民税を納付する必要がある。 | 平成15年度中に、全事業所において収益事業を行う事業所として事業所開設届を提出した。 |
| 山形県土地改良事業団体連合会 | <収益事業の計上漏れについて><br>税理士や税務署等と協議するなど、正しい納税を行う必要がある。                                                                                        | 監査後、修正申告と納税を完了した。                          |
| (財)山形県林業公社     | <罹災引当金><br>会計上の引当金の要件を満たさないいわゆる利益留保性の引当金のため、負債ではなく、正味財産である積立金勘定に振替えるべきである。                                                               | 平成15年度決算から正味財産の積立金勘定として処理した。               |
| (財)山形県林業公社     | <業務委託料算定にあたっての消費税等の扱について><br>消費税等の課税事業者に対する委託料の算定に際しては、各項目の算出については消費税等を加算することは不要であり、全体につき5%の消費税等の額を算出することで足りる。                           | 指摘に基づき平成15年度の契約から修正した。                     |

正 誤

| 発行年月日                | 県公報<br>番 号 | ページ    | 行   | 誤                                                                                                       | 正                    |                      |                                                                                                       |                     |                     |
|----------------------|------------|--------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 平成17. 4. 8           | 第1633号     | 405    | 1   | <table border="1"> <tr><td>19,530m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>13,350m<sup>2</sup></td></tr> </table> | 19,530m <sup>2</sup> | 13,350m <sup>2</sup> | <table border="1"> <tr><td>6,290m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>6,840m<sup>2</sup></td></tr> </table> | 6,290m <sup>2</sup> | 6,840m <sup>2</sup> |
| 19,530m <sup>2</sup> |            |        |     |                                                                                                         |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
| 13,350m <sup>2</sup> |            |        |     |                                                                                                         |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
| 6,290m <sup>2</sup>  |            |        |     |                                                                                                         |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
| 6,840m <sup>2</sup>  |            |        |     |                                                                                                         |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
|                      |            |        |     | を                                                                                                       |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
|                      |            |        |     | <table border="1"> <tr><td>19,530m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>13,350</td></tr> </table>              | 19,530m <sup>2</sup> | 13,350               | <table border="1"> <tr><td>6,290m<sup>2</sup></td></tr> <tr><td>6,840</td></tr> </table>              | 6,290m <sup>2</sup> | 6,840               |
| 19,530m <sup>2</sup> |            |        |     |                                                                                                         |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
| 13,350               |            |        |     |                                                                                                         |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
| 6,290m <sup>2</sup>  |            |        |     |                                                                                                         |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
| 6,840                |            |        |     |                                                                                                         |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
|                      |            |        |     | を                                                                                                       |                      |                      |                                                                                                       |                     |                     |
| 同                    | 5.24       | 第1644号 | 564 | 11                                                                                                      | 地図 図面                |                      |                                                                                                       |                     |                     |